

令和4年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名：

提案者名：

企画書作成事項	審査項目	審査基準	配点	得点
1 応募事業内容に関する評価	事業全体の実現可能性	応募事業の実現可能性について評価する。過年度からの継続案件については、過年度の進捗、成果等も踏まえて評価する。ステークホルダーの妥当性、信頼性、関心（関心レターの有無等）について評価する。 2021年度に最終3カ年目を迎えた事業（フェーズ2案件）については、上記に加えて、過年度と比べた場合のテーマの新規性を評価する。新規性が全くない提案は採択対象とはならない。また、継続案件に比べて高い要求水準の下で実現可能性を審査する。	30	145
	決意・コミットメントのドミノの実現可能性	本事業中又は事業後に、相手国都市全体又は一部（団地・街区レベル）のCN宣言の実現に至る見込みを評価する。	25	
	相手国への裨益	相手国都市のSDGsの達成（特に、「デジタル田園都市国家構想」の下に推進されているデジタル実装の取組の海外展開）への寄与度を評価する。	30	
	実行のドミノの実現可能性	本事業中又は事業後に、相手国都市のJCM等を通じた環境インフラ導入の実現に至る見込みを評価する。（本邦技術であり優位性があるか、他地域への展開可能性が高く、先進性があるか、JCM実施経験のある事業者の参画有無等）	25	
	第三国連携	日本と相手国以外の第三国（米、豪、印等）又は第三国都市との連携の有無・内容について評価する。三者間による提案がある場合は加点する。	15	
	相手国の計画・戦略との関連	事業内容（相手国都市名等）が、相手国の計画・戦略又は日本との二国間協力文書に位置付けられたもの又は沿った内容であるかを評価する。	10	
	応募事業の費用対効果	事業期間又は事業後の温室効果ガス削減見込みについて、費用対効果について評価する。 4,000円/t-CO2・年以下であれば5点 4,001円/t-CO2・年以上5,000円/t-CO2・年以下であれば4点 5,001円/t-CO2・年以上6,000円/t-CO2・年以下であれば3点 6,001円/t-CO2・年以上7,000円/t-CO2・年以下であれば2点 7,001円/t-CO2・年以上8,000円/t-CO2・年以下であれば1点 8,001円/t-CO2・年以上であれば0点とする。	5	
応募事業の温室効果ガス削減量	事業期間又は事業後の温室効果ガス削減見込みについて、削減量総量について評価する。 100,000t-CO2/年以上であれば5点とする。 50,000t-CO2/年以上、99,999t-CO2/年以下であれば4点 10,000t-CO2/年以上、49,999t-CO2/年以下であれば3点 5,000t-CO2/年以上、9,999t-CO2/年以下であれば2点 1,000t-CO2/年以上、4,999t-CO2/年以下であれば1点 999t-CO2/年以下であれば0点	5		
2 業務実施体制	配置予定の管理技術者の手持ち業務	配置予定の管理技術者の手持ち業務量（除 本業務）は適切かについて評価する。 1件以下あれば5点 2件あれば4点 3件あれば3点 4件あれば2点 5件あれば1点 6件以上あれば0点とする。	5	10
	配置予定の管理技術者の適性	配置予定の管理技術者の技量は適切かについて評価する。	5	
3 業務実績	過去におけるJCM事業の採択実績	左記業務実績が過去3年以内に1件以上あれば5点とする。	5	5
4 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	本社等において、環境マネジメントシステム認証取得があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点（5点）。	5	5
5 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等）の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ※4 新しくみん認定（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定） 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	5	5
			170	点

注1) 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
注2) 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。